

平成31年4月18日

お知らせ

契約担当官  
航空自衛隊第4航空団  
会計隊長 塚田 勝広



航空自衛隊松島基地第4航空団で行う「オープンカウンター方式」による調達について、下記のとおりお知らせします。

## 記

航空自衛隊松島基地第4航空団では、一部の契約について、平成29年度から「オープンカウンター方式」による調達を実施しております。

オープンカウンター方式とは、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第5項の規定に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積合わせにおいて、見積りを徴する相手方を特定することなく、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいいます。

調達の実施方法等については、次によるほか、航空自衛隊松島基地ホームページに掲載している「平成31年度 航空自衛隊 基地等調達 オープンカウンター方式 実施要領」（以下「実施要領」という。）記載のとおりです。

### 1 見積方法

対象契約案件は、「オープンカウンター方式による見積依頼について」の名称を付し、航空自衛隊松島基地ホームページ及び必要と認めた場合は東松島市商工会議所等の掲示板（以下「基地ホームページ等」という。）で公表します。

参加希望者は、実施要領及び基地ホームページ等の掲載資料又は契約担当官の示す事項を確認のうえ、見積りをお願いします。

見積りの提出方法は、持参又は郵送によりますが、契約担当官が認めた場合は、ファックスによる提出を可とします。

見積書の様式は任意としますが、見積依頼において、様式及び記載方法等を示した場合はそれによることとなります。

### 2 契約の相手方の決定

適正な見積書による申込者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方として決定します。

### 3 参加資格

見積合わせに参加することができる者は、次の各号に該当する者としします。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号（以下「予決令」という。））第70条の規定に準じて、これに該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中、特別の理由がある場合に該当するものとする。
- (2) 予決令第71条の規定に準じて、これに該当しない者であること。
- (3) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、契約担当官が必要と認めた場合は、当該契約担当官の求める「資格の種類」の等級及び地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (7) その他、契約担当官が必要と認めた参加条件がある場合は、それに適合している者

上記の細部又は不明な点等については、次の問い合わせ先まで、連絡して下さい

〒981-0503

宮城県東松島市矢本字板取85番地

航空自衛隊松島基地第4航空団基地業務群会計隊契約班

電話0225-82-2111 内線287 FAX0225-82-2271